

米国で9月に成立した改正特許法案「米国発明法案（アメリカ・インベント・アクト、AIA）」。

米国特許の枠組みが大幅に変更されるのは約60年ぶりとなる。日米の特許事情に詳しい米アムスター・ロスタイン・アンド・エペスタイン法律事務所

米特許、9ヵ月は異議可能

法改正「先願主義」移行、弁護士に聞く



マイケル・ソロミタ氏

先願主義が実行に移されるのは1年半後の2013年4月。米国での特許取得を目指す日本企業は、「移行を視野に入れ、戦略を立てる必要がある」という。

「特許の質」の向上。特許認定後の9ヵ月間に限り、誰もが異議を申し立てることができる。「登録後レビュー（再審査）商標庁が、迅速な対応が速化」

個人・中小支援、申請料を優遇

規定されている（ソロミタ弁護士）。盗まれた技術やアイデアで特許が申請された場合、米特許商標庁に異議を申し立てたり、民事訴訟で争うことができる。

北部から運河の水が流れ出ている、同東岸、工業団地も高まって、工業団地バンコク同ナプール